

## 第4期滑川市介護保険事業計画について



介護保険制度は、平成12年4月の施行以来9年が経過しようとしています。この間の介護サービスの利用者は、全国で在宅・施設をあわせて約370万人とスタート当初の2.5倍になっています。当市においても508人から1,062人と約2倍になっており、介護生活を社会全体で支える「介護の社会化」が進み、介護保険制度に対する評価が年々高まってきました。

介護保険法には「市は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と規定されていることから、当市では現在平成21年度から23年度の3年間の事業期間とする「第4期介護保険事業計画」の策定を進めています。

### 1 計画策定の基本的な考え方

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設といった介護3施設の整備については、国の定める基準を超えており難しいことから、既存サービスの充実をはじめ、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していけるよう地域密着型サービスの充実や介護予防対策事業の推進を計画しています。



### 2 保険料および保険料段階

#### ① 保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は次のように算定されます。

$$\text{滑川市で3年間に必要な介護サービスの総費（※）} \times \text{65歳以上の方で負担する割合（20％）} \div \text{市内に住む65歳以上の方の人数（3か年）} = \text{滑川市の保険料の基準額}$$

※特別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設サービス、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅サービスなどに要する費用のことです。

今後、介護認定者数の増加が見込まれることや65歳以上の方の負担割合が上昇すること（19%から20%へ）、介護報酬改定（3%）に伴う給付費が増加することなどから、保険料の上昇を見込んでいます。

#### ② 保険料段階

保険料段階については、現在、世帯構成や合計所得額などに応じて7段階の設定をしていますが、第4期計画期間では、保険者（市）独自の判断で保険料段階を多段階に設定できることから、保険料負担の一層の適正化を図るため、段階の細分化を計画しています。

⇒詳細については、計画策定後にお知らせします。

問合せ先 高齢介護課（内線763）



## 4月からごみ収集が変わります



- ① 新聞・雑誌・チラシ・古布を月1回収集します。
- ② 燃やせないごみの収集が、月1回になります。
- ③ 収集日程が、全て曜日指定となります。

市では、地域の集団回収を支援するとともに、市内に回収拠点を設けるなどして、家庭から出される新聞などの古紙類の資源化を推進してきましたが、やむをえず燃やせるごみとして出されているケースが見受けられました。

そこで、平成21年4月からのストックヤード開設に合わせ、新聞・雑誌・チラシ・古布を資源ごみとして町内ステーション回収し、これまで燃やせるごみとして出されていたものを資源化したいと考えています。新聞・雑誌・チラシ・古布を出したい時は、まず地域の集団回収を最優先とし、出せなかったものは、月1回の収集日に出していただくようお願いします。

### 平成21年4月1日～

- 週2回 燃やせるごみ**  
**【月曜日・木曜日】**  
 滑川西地区、西加積地区、北加積地区、東加積地区、山加積地区  
**【火曜日・金曜日】**  
 滑川東地区、中加積地区、浜加積地区、早月加積地区

- 月2回 資源ごみ（容器包装）**  
**【曜日指定】**  
 缶、びん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、牛乳パック、段ボール

- 月1回 燃やせないごみ**  
**【水曜日】 全地区**

- 月1回 新聞・雑誌・チラシ・古布**  
**【水曜日】 全地区**



### ④ 資源ごみの持ち込み施設ができます。

高塚地内の旧ごみ焼却場跡地に、滑川市ストックヤード（資源ごみ保管施設）を開設し、資源ごみの持ち込みを受け付けます。また、従来、新聞・雑誌・チラシ・廃食用油を回収していた西地区コミュニティセンターと勤労者会館の拠点ステーションにおいても、すべての資源ごみの回収を始めます。

#### 資源ごみの拠点回収

- 滑川市ストックヤード  
【月曜日・休日の翌日を除く 9:00～17:00】
- 西地区コミュニティセンター・勤労者会館  
【毎週 水曜日・日曜日 8:30～12:00】



イラスト提供：経済産業省

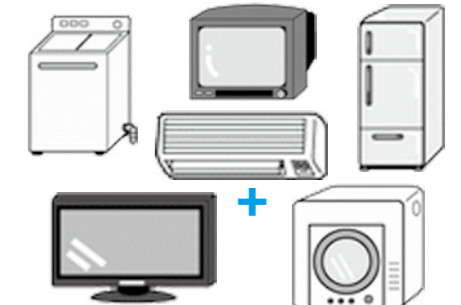
### ⑤ 家電リサイクル法の対象に、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が加わります。

現在、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、エアコン、テレビ（ブラウン管）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機はリサイクルしなければなりません。

法令の改正により、平成21年4月1日からは、新たに、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が加わりますので、ご注意ください。

#### 出す場所は？

- 過去に購入した家電小売店
  - 同じ種類の製品を購入する家電小売店
- ※引き取り先がない場合は、市へお問い合わせください。



町内のごみステーションに出されても収集しません！

問合せ先 生活環境課（内線322）